

平成 27 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 平成 27 年 12 月 1 日 (火) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 55 分

場 所) 富良野市保健センター会議室

出席委員) 佐々木淳、平沢幸雄、市村英規、杉谷久己、吉田幸生、奈良定雄、三瀬博之、
荏原悦子、藤井雄一郎、山崎時枝

事務局) 山内室長、川上課長、本田係長、松野主査

1. 開会 (川上課長)

- ・ 本日は、審議委員 10 人全員が出席をいただいている。富良野市中小企業振興条例施行規則第 16 条の規定に基づき、会議が成立していることを報告する。

2. 辞令交付

3. 市長挨拶

- ・ 富良野市の中心市街地、山部地域の活性化へ向け、それぞれの立場で助言いただいていることにお礼。
- ・ 融資制度、補助金制度それぞれ活用しやすい制度にできたのも皆さんの協力によるもの。
- ・ 今後、富良野への投資も増えてくることを期待。市としても地方創生等しっかり取り組んでいくので、それぞれの立場から意見提言をいただきたい。

4. 議事 議案第 1 号 会長の選出について

(川上課長)

- ・ 本日は、新任 1 回目の審議会のため、会長選出を行う。
- ・ 会長の選出にあたっては、委員の互選により決定することとなっているが、会長が選出されるまで慣例により市長が進行を行う。

(能登市長)

- ・ 会長職は委員の互選により決定ということだが、推薦等があれば発言願う。
(杉谷委員から、佐々木委員を推す発言があり)
- ・ 杉谷委員から佐々木委員を推薦いただきましたが、いかがか？
(異議なしとの声があり)
- ・ 異議なしと認め、審議会の会長を佐々木淳委員とする。

5. 会長挨拶

- ・ 新任期となり、新たな委員を迎えることとなった。
- ・ 補助金制度については平成 24 年度に大きく制度改正し、以降、年度毎に制度を

改正してきた。制度融資とあわせて、商工会議所、商工会も制度周知に協力し、活用が増えてきている。

- ・ 今回、新たな諮問事項をいただいたので、審議会として、商業者一人ひとりに寄り添うような気持ちで真摯に議論していきたい。忌憚無く、また活発に意見交換いただきたい。

6. 報告事項

(報告事項、事務局より説明)

⇒報告事項に関する質疑なし

7. 議事

議案第2号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

(I 諮問事項、II 富良野市中小企業資金融資制度の改正(案)について、事務局より説明、以下、質疑)

(杉谷委員)

- ・ 確認だが、融資制度の改正案について、貸付限度額を増額するなどについて、金融機関は承諾しているか?

(事務局)

- ・ 担当者会議等を開催し、調整しており、承諾いただいている。

(三瀬委員)

- ・ 金融協会として議論し、要望した事項も盛り込んでいただいた。

(杉谷委員)

- ・ 6次産業化事業について融資を受けることができる案と受けとめたが、農業者も活用できるということによるのか?

(事務局)

- ・ 中小企業者の保証対象業種の事業の範ちゅうで融資を受けることができる。農業事業については対象にならない。

(杉谷委員)

- ・ 経営強化(農畜産物活用)資金で、「連携先の農業者等が・・・」とあるが、どのようなことを想定しているか?

(事務局)

- ・ これまで農業者と連携し農畜産物を活用した事業を行っていなかった中小企業者が新たにそうした事業を起こすようなときに活用できる資金として用意した。

(佐々木委員)

- ・ 同じく経営強化(農畜産物活用)資金で、「6次産業化を進め農業を兼業する中小企業や・・・」という表現があるが、どのような意味か?

(事務局)

- ・ この文言は、融資にあたり信用保証協会と制度内容について協議して盛り込んだもの。
- ・ 保証協会では、農業は保証対象外業務となっており、経営強化（農畜産物活用）資金も同じく農業事業については融資の対象外としている。あくまで、融資の対象は中小企業者であることが基本。こうした見方なので、農業者へ融資する場合については、中小企業者として認められるかどうかを確認することとなる。
- ・ 例会等では金融についての悩みを聞いたことはないが、市の制度については引き続き PR していきたい。

(Ⅲ 富良野市中小企業振興総合補助金制度改正(案)について、事務局より説明、以下、質疑)

(三瀬委員)

- ・ 補助金の制度改正により補助金額が増額になっている点は評価。
- ・ 店舗兼用住宅の場合、住宅部分の改修は対象となるか？

(事務局)

- ・ 住宅部分の改修は対象とならない。写真、見積書、施工後の現場確認により確認する。

(杉谷委員)

- ・ 確認だが、店舗兼用住宅について、店舗改修は対象になるのか？
- ・ 中心市街地の定義は？

(事務局)

- ・ 店舗にかかる改修については対象。例えば、屋根を改修する場合については、改修費用を店舗の床面積と住宅の床面積で案分して、店舗部分に係る改修費用を算出している。
- ・ 中心市街地は、国から認定を受けた富良野市中心市街地活性化基本計画で指定を受けた区域としている。

(藤井委員)

- ・ 今回の改正案では6次産業化への対応など、農業者も活用でき得る内容と受けとめたが、補助金制度の周知はどのように行っていくのか？
- ・ JA は対象となるのか？

(事務局)

- ・ 現状の周知は、商工会議所、商工会を通じたリーフレットの配布、WEB による周知など。今後の周知拡大については、委員の皆さんからの意見も伺いながら進めたい。
- ・ 中小企業者に対する支援という性格から、JA は制度融資の取扱いもできないし、補助金の対象にもならない。

(事務局)

- ・ 6次産業化という文言は、農業から派生しているため、いろいろ誤解を受けることが多い。制度融資の名称についても検討していきたい。

(平沢委員)

- ・ 補助金の新制度について、周知時期はいつごろになるか？

(事務局)

- ・ 3月議会での新年度予算の議決、条例施行規則の改正手続もあるので、どんなに早めても3月末、おそらく4月に入ってからの周知となると思う。

(平沢委員)

- ・ 住宅リフォーム補助や、店舗改修補助の制度周知について、お客さんが知らないことも多い。例えば4月1日発行の市広報などでチラシを折り込む等、周知だけではないか？

(事務局)

- ・ ご意見として承る。

(IV 今後の審議スケジュールについて、事務局より説明)

(事務局)

- ・ 本日付で市長から審議会へ諮問、予算内示の前までに結審し、答申をいただきたい。
- ・ それまでの審議手法については、審議会で検討いただきたい。

(佐々木会長)

- ・ 答申を行う審議会の前に一度、意見交換する機会を設けたい。(異議なく了承された)

(事務局)

- ・ 融資制度について、補足で説明する。
- ・ 新制度の融資については、4月1日から制度をスタートさせる。
- ・ 周知については、農業者が使用できる内容でもあることから、農林課、農業普及センター、農業委員会と連携して進める。
- ・ 今後、融資要領、取扱細目などを整理する作業を進めるが、あくまで、中小企業向けの融資制度であるため、金融機関、斡旋機関と審査にあたっての考え方をすり合わせる必要があり、調整が伴う。

8. その他

特になし

9. 閉会 (午後4時55分終了)